

## 予防接種に保護者（父、母、後見人）が同伴できない場合は委任状が必要です

お子さんが予防接種を受ける場合、保護者（父、母、後見人）が同伴することが原則ですが、保護者のやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受けるお子さんの健康状態を普段からよく知っており、予診票の内容をよく理解している親族（祖父母等）などが同伴し、接種を受けることが可能です。ただし、その場合は保護者の委任状が必要となります。

保護者以外の方が同伴する場合は、保護者がこの委任状に記入し、予診票と一緒に医療機関の受付に提出してください。

### 定期・臨時予防接種委任状

年 月 日

委任者（保護者） 住 所 小 郡 市 \_\_\_\_\_

氏 名（保護者自署） \_\_\_\_\_

緊急時連絡先（電話番号） \_\_\_\_\_

私は、下記被接種者が定期予防接種を受けるにあたって、下記の者に、本日の予防接種に関する一切の権限を委任します。また、本委任状が小郡市に提出されることに同意します。

予防接種を受ける子どもの氏名 氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

予防接種名 \_\_\_\_\_

受任者（同伴者） 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ お子さんとの続柄（ \_\_\_\_\_ ）

連絡先（電話番号） \_\_\_\_\_

※接種する日以前の1年以内が有効です。

※予診票の保護者自署欄に署名をするのは、受任者（同伴者）になります。